

5 マーケットサウンディング

これまでの検討結果をもとに、インフォメーションパッケージとして整理し、マーケットサウンディングを実施した。

マーケットサウンディングの結果、以下のような意見があった。

- ・管路施設が主体となる地方公共団体の PPP/PFI に関する需要は多いと考えており、今後の事業展開を視野に入れ、早期に参入を考えている。
- ・宮城県が行っているコンセッション方式の導入との関連性について制約条件等があるのか。
- ・参加の検討に際し、工事量の推定や事業運営に係る諸費用が積算可能な資料は提供可能か。参入を検討する際の積算において、他の自治体の例でも積算の根拠資料が乏しく、難航している。
- ・特に維持管理については、業務範囲を明確にし、積算が可能となるような資料を提供願いたい。現状の委託内容で収まらず、積算が困難な範囲があるのではないか。
- ・地場の管工事組合が必要であるとの町からの要望は理解できる。設立に関しては意見交換を踏まえた検討が必要と考える。工事発注に関する制約が大きいと SPC 運営の足かせになると考えている。

また、インフォメーションパッケージを次ページより示す。

宮城県村田町 上下水道分野 4 事業における
公共事業コンセッション方式等の導入について

事業概要資料
(インフォメーションパッケージ)

平成 30 年 2 月

宮城県 村田町

1.背景

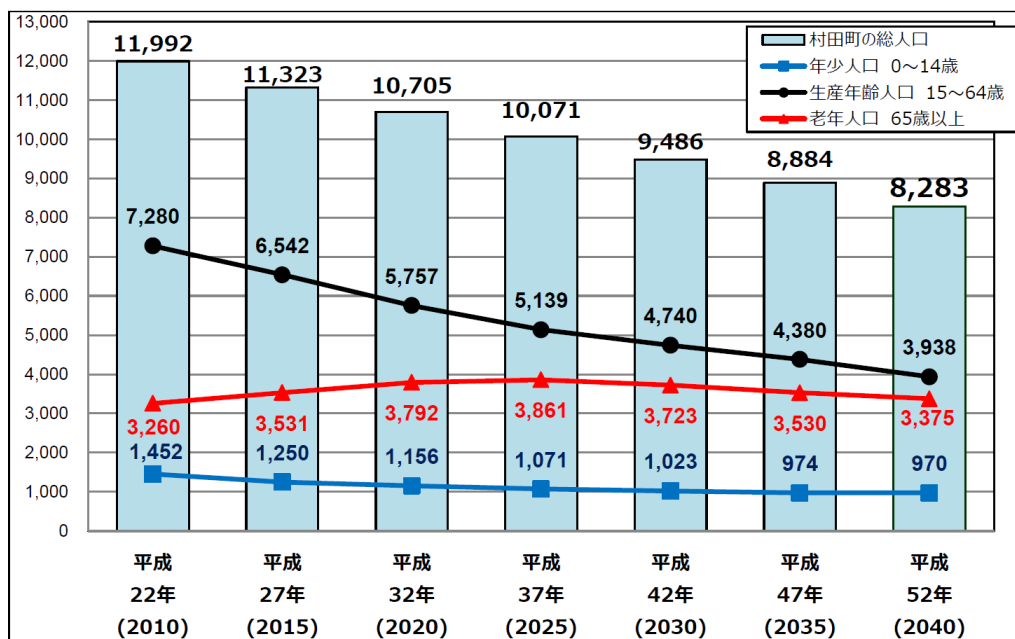
1.1 村田町の状況

村田町では、上水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施している。これらの事業は、事業規模や地理的要因による建設改良費やランニングコストが割高であり、更に人口減少による減収や施設の老朽化に伴う修繕費等の維持管理費が増加する傾向である。

今後、これらの事業のサービスを維持するために、民間活力を取り入れた経営の健全化（財政負担の軽減や効率化など）を図るため、コンセッション方式等の官民連携の導入を考えている。

本町の人口ビジョン（平成 28 年 1 月策定）では、将来的に行政人口は減少傾向であると推計されており、平成 52 年度には 8,283 人と現在（平成 28 年 3 月末）の 11,443 人に比べ約 28%減少することとなる。

人口減少は有収水量の減少に直結しており、料金体系が現状のままであると仮定した場合、将来的に大幅な収入減が予想される。



出典：人口ビジョン（平成 28 年 1 月 村田町）

図 1.1 村田町の行政人口の推計

現在、村田町の四公共事業は、財政面（カネ）、体制面（ヒト）及び施設面（モノ）において、下記のような課題に直面しており、それぞれの課題を解決する対応策が求められている。

① 財政面

前述のとおり、人口減少に起因する収入の減少が予想される。また、民間工場の撤退が決定するなど厳しい財政状況に拍車がかかることが予想される。

公共下水道事業特別会計における収益構造の歳入、歳出に着目して検討すると、下水道料金の据え置きに伴って、下水道事業の経営見込みは厳しいものとなっている。毎年度発生する下水道事業の管理運営費は一般会計繰入金により賄われており、厳しい財政状況の中で下水道事業の一般会計繰出しは、一般会計部門において大きな負担となっている。一般会計の負担を抑制するためにも、健全な事業運営を行うことが必要不可欠となっている。

② 体制面

平成 29 年度時点での上下水道課職員は 7 名であり、四公共事業に従事する既存職員の人数は恒常的に少なく、経営資源としての人材不足の状態である。今後増大する上水道施設、下水道施設等の更新・改築の需要に対応するために必要な人材は、現状のままだと、絶対的に不足することが見込まれる。

③ 施設面

施設の耐用年数を勘案すると、上水道施設は 9 年後、下水道施設は 20 年後に、大規模な改修、更新が喫緊の課題となっている。このことは、財政面及び体制面にも大きく影響することである。

1.2 対応方針

前項のとおり村田町の四公共事業は、財政面（カネ）では厳しい財政事情から一般会計繰出の抑制が求められ、体制面（ヒト）では執行体制の維持及び技術伝承が困難になることが予想される。さらに施設面（モノ）では、近いうちに大規模更新を迎えることになるが、財政面及び体制面から事業実施が困難となる場合が想定される。

このように、厳しい財政状況の中で、かつ体制面の制約のもと、施設の老朽化に伴う再構築のニーズが発生する状況となっているが、町民の生活及び産業に直結し必要不可欠な公共事業であることから、事業の継続性が求められる。このためには、中長期的な視点で財政の安定化を図ることが必要であり、施設整備費だけでなく維持管理・運営まで含めたライフサイクルコストを考慮した事業運営が必須となっている。

ライフサイクルコストの削減にあたっては、効率的かつ効果的に維持管理・運営及び施設改良を執行していくために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することが重要である。また、国でも「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において多用な PPP/PFI 手法の導入を積極的に推奨しているところである。

また、一般的に、コンセッション等の官民連携を導入することにより、以下の効果が期待できる。

- サービス水準・品質の向上
- 財政負担の縮減
- 地域経済の活性化

これらの村田町の事情、国の施策及び導入効果等から、今後、四公共事業の町民サービスを維持するためには、民間活力を取り入れた経営の健全化を図ることが必須であり、コンセッション方式等の官民連携の導入が求められる。

2.四事業の現状

本町における上下水道関連事業は、上水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の四事業からなっている。

それぞれの事業の現状について事業概要・保有施設・決算状況について説明する。

なお、直近データとして平成 27 年度末時点での決算調書等を使用した。平成 28 年以降における体制等の変更点については記載を加えている。

2.1 四事業の概要

本町における四事業は、ほぼ整備が終了している状況にあり、現在は維持管理が主体となっている。今後は、人口減少に起因する水需要および汚水の有収水量は減少が予想される。

表 2.1 四事業の概要

事業名	概要
上水道事業	<ul style="list-style-type: none">・水源は受水(仙南・仙塩広域水道事業)100%・平成 13 年に相山浄水場を稼働停止・平成 18 年に簡易水道統合済み・新たな管路の整備予定はなく、現在は維持管理が主体・施設の更新が平成 38 年以降に集中する見込み(耐用年数 40 年として)・地方公営企業法適用
工業用水道事業	<ul style="list-style-type: none">・村田工業団地の 4 社と契約(平成 29 年度に 3 社に変更)・水源は地下水であり、水質が良好なことから無処理としている。・地方公営企業法適用
公共下水道事業	<ul style="list-style-type: none">・汚水は県南浄化センター(阿武隈川下流域下水道)で処理・全体計画面積 554.5ha・事業計画区域面積 494.4ha、整備済面積 367.7ha(整備率 74%)・地勢的にマンホールポンプが多い。・施設の更新が平成 48 年以降に集中する見込み(耐用年数 50 年として)・地方公営企業法非適
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none">・1 処理区(菅生地区)を有し、汚水は菅生処理場で処理・計画面積 37ha、整備済面積 37ha(整備率 100%)・地方公営企業法非適

2.2 共通事項

表 2.2 経営・組織に関する事項(共通事項)

項目	現状および将来の見通し	課題
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度までは水道事業所において水道事業および工業用水道事業を運営。公共下水道事業および農業集落排水事業は建設課により運営。料金徴収は水道部門が一括して実施。 平成 29 年度より水道部門と下水道部門を統合し、上下水道課として、四事業全ての運営を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の大規模改修に対し、人員不足が予想される 技術、ノウハウの継承や蓄積が困難
職員数等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度以前 水道部門:6 名(技術 3 名、事務 3 名) 下水道部門:2 名(技術 2 名、事務 0 名) ※他事業との兼務あり ※職員人件費は一般会計より支出 平成 29 年度以降 上下水道課 7 名(技術 3 名、事務 4 名) 	
委託状況	<ul style="list-style-type: none"> 検針業務を委託している。 料金や窓口受付業務は委託していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務の委託は事業規模が小さいため、民間事業者の参画が期待できない

表 2.3 保有施設及び設備に関する事項(共通事項)

項目	現状および将来の見通し	課題
保有施設	<ul style="list-style-type: none"> 旧水道事務所 平成 28 年度までは水道事業所の事務所として利用していたが、上下水道課の新設に伴い役場庁舎に移動したため、平成 29 年 4 月より倉庫として活用 	

表 2.4 その他の事項(共通事項)

項目	登録事業者数	うち村田町	備考
指定給水装置工事事業者	65	9	村田町の休止中 2 を含む
排水設備工事公認業者	49	12	

平成29年 3 月 31 日現在

2.3 上水道事業

表 2.5 上水道事業概要

項目	内容	備考
事業創設認可年月日	大正 15 年 2 月 2 日	
供用開始年月日	昭和 2 年 6 月 4 日	
地方公営企業法適用年月日	昭和 42 年 4 月 1 日	
計画給水人口	14,750 人	
現在給水人口	10,964 人	行政人口の 95.8%
水源区分	受水(仙南・仙塩広域水道事業)	
配水能力	8,500 m ³ /日	
一日最大配水量	5,217 m ³ /日	
施設利用率	61.4%	

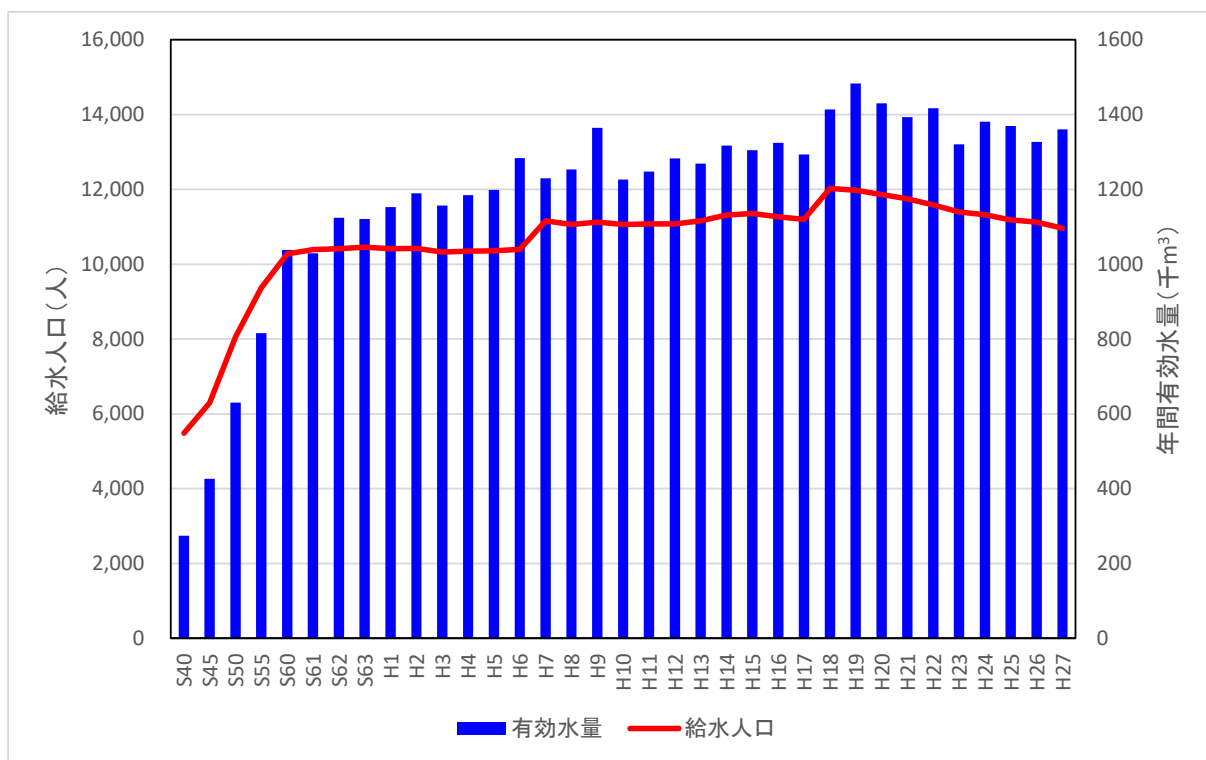


図 2.1 利用状況の推移(上水道)

表 2.6 上水道事業の施設等

項目	現状および将来の見通し	課題
保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・送水管延長: 6.37km ・配水管延長: 176.07km ・浄水場: 1 相山浄水場: 平成 13 年に稼働停止 ・配水場: 16 配水池およびポンプ場 2 カ所を廃止予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 60 年代～平成 10 年に布設された管渠が多い。 ・布設後 40 年以上経過した管渠が約 18%あり、老朽化対策が必要
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実施していない 	
委託状況	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池の点検および維持管理を委託 ・水質検査業務を委託 	

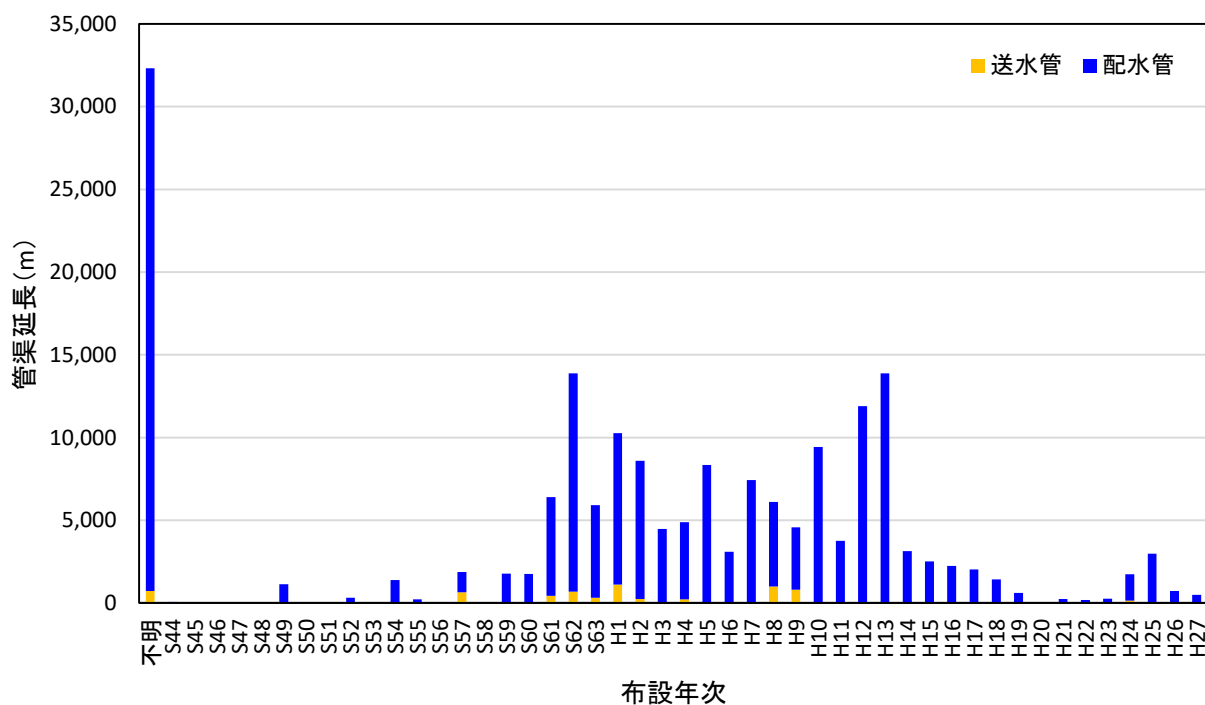


図 2.2 布設年次ごとの管渠延長(上水道)

表 2.7 上水道事業の財政状況

項目	現状および将来の見通し	課題
給水原価・供給単価	293.43 円/315.25 円	給水原価の大部分が受水費であり、給水原価の削減が困難
有収率	77.10%	老朽管対策および漏水防止の強化により、震災前の 80%程度を目標とする。
収益的収入状況	496,434 千円 ・給水収益 376,480 千円 ・他会計補助金 83,035 千円 ・長期前受金戻入 22,216 千円	将来的には、人口減に伴う水需要の低下が見込まれ、料金の減収が課題となる。
収益的支出状況	428,322 千円 ・受水費 184,361 千円 ・配水及び給水費 38,513 千円 ・減価償却費 109,272 千円	
資本的収入状況	9,966 千円 ・他会計補助金 4,891 千円 ・工事負担金 5,075 千円	・大規模改修時の財源確保
資本的支出状況	161,933 千円 ・建設改良費 46,131 千円 ・企業債償還金 115,802 千円	
企業債償還残高	762,364 千円	既往企業債の償還は平成 43 年度に終了予定
他会計繰入金合計	87,926 千円 ・操出基準内 87,926 千円 ・操出基準外 0 千円	

平成 27 年度決算より

2.4 工業用水道事業

表 2.8 工業用水道事業概要

項目	内容	備考
建設開始年月日	昭和 53 年 3 月 1 日	
供用開始年月日	平成 3 年 4 月 1 日	
地方公営企業法適用年月日	平成 3 年 4 月 1 日	
給水先事業所	4 社	
水源区分	地下水	
配水能力	1,000 m ³ /日	
一日平均配水量	111 m ³ /日	
施設利用率	11.1%	

表 2.9 工業用水道事業の施設等

項目	現状および将来の見通し	課題
保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・導水管延長:0.91km ・配水管延長:2.34km ・浄水場:0、配水場:2 	

表 2.10 工業用水道事業の財政状況

項目	現状および将来の見通し	課題
給水原価・供給単価	107.98 円/187.75 円	
収益的収入状況	9,203 千円 <ul style="list-style-type: none"> ・給水収益 7,510 千円 ・他会計補助金 0 千円 ・長期前受金戻入 1,678 千円 	
収益的支出状況	7,343 千円 <ul style="list-style-type: none"> ・配水及び給水費 4,319 千円 ・減価償却費 3,024 千円 	
資本的収支状況	平成 27 年度以降は発生していない	
企業債償還残高	0 千円	

2.5 公共下水道事業

表 2.11 公共下水道事業概要

項目	内容	備考
建設事業開始年月日	昭和 53 年 3 月 3 日	
供用開始年月日	平成元年 7 月 1 日	
特別会計設置年月日	昭和 54 年 6 月 23 日	
地方公営企業法適用	非適	
流域下水道接続	県南浄化センター(阿武隈川下流流域下水道事業)に接続	
排除方式	分流式	
全体計画人口	8,000 人	
現在処理区域内人口	7,155 人	
現在水洗化人口	6,285 人	行政人口の 54.9%
全体計画面積	554.5ha	
事業計画面積	494.4ha	
現在整備済面積	367.7ha	
面積整備率	74.4%	
現在最大処理水量	3,080 m ³ /日	
現在晴天時平均処理量	2,412 m ³ /日	

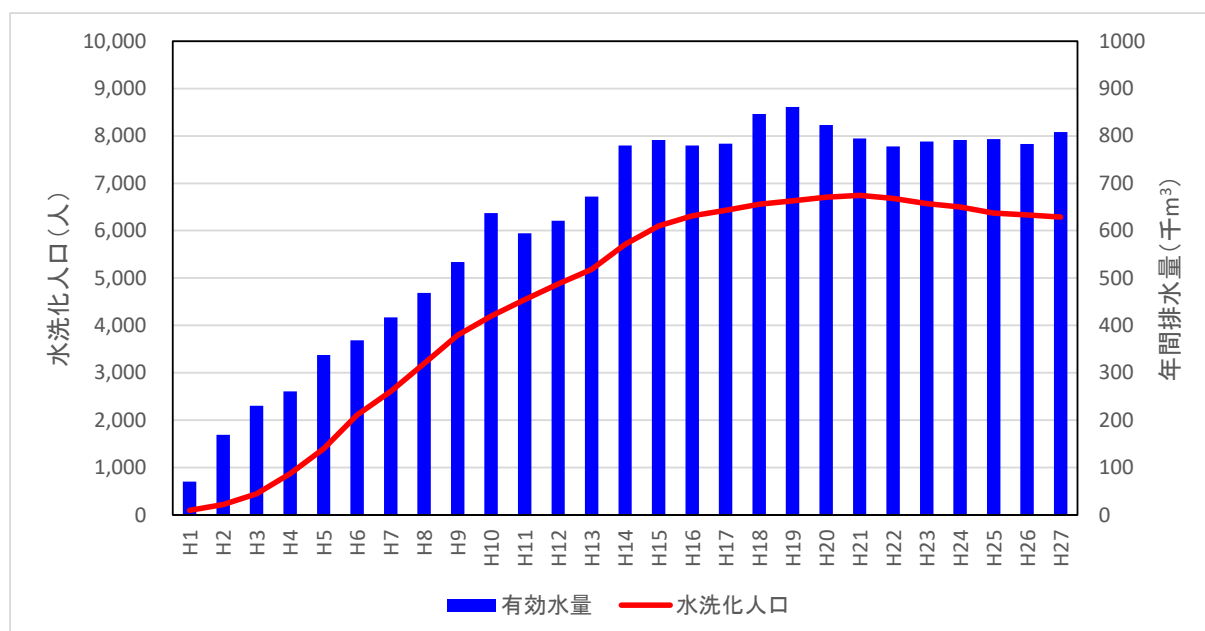


図 2.3 利用状況の推移(公共下水道)

表 2.12 公共下水道事業の施設等

項目	現状および将来の見通し	課題
保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水管延長：65.57km ・雨水管延長：2km ・マンホールポンプ：20 基 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 60 年代～平成 10 年に布設された管渠が多い。 ・布設後 50 年以上経過した管渠は無し
老朽化対策状況	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に長寿命化対策を実施 	
委託状況	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ保守点検業務を委託 ・水質検査業務を委託 	

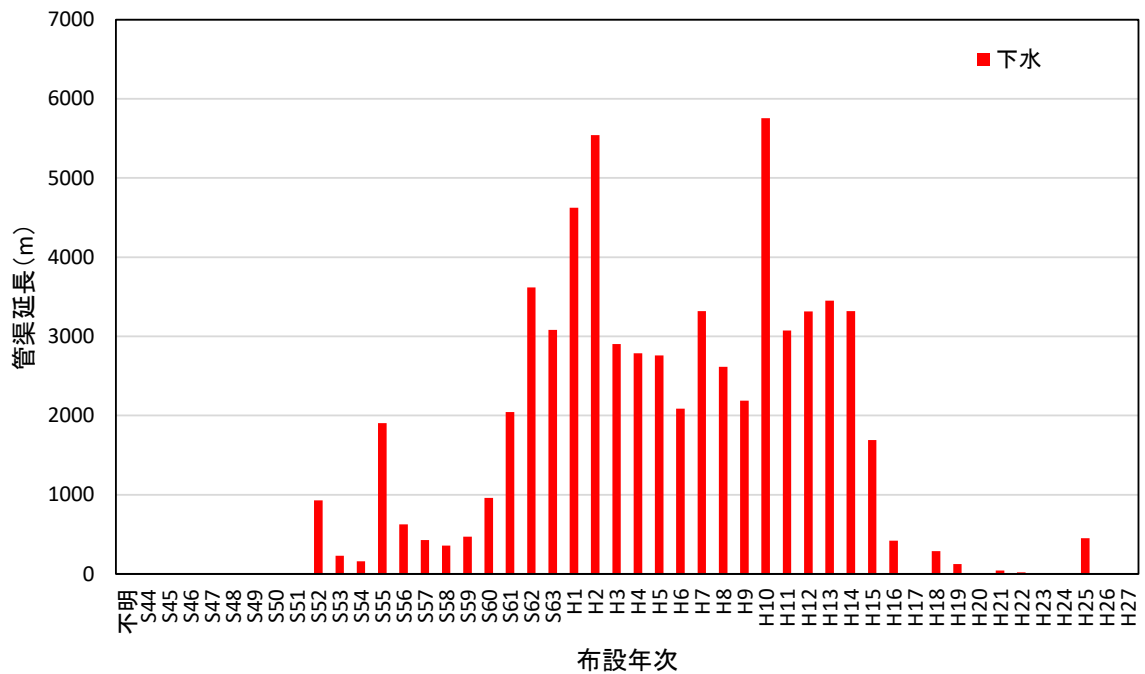


図 2.4 布設年次ごとの管渠延長(公共下水道)

表 2.13 公共下水道事業の財政状況

項目	現状および将来の見通し	課題
処理原価・処理単価	305.58 円/214.23 円 (経費回収率:70.11%)	処理原価のうち流域分担金割合が大きく、処理原価の削減が困難
有収率	100.46%	
収益的収入状況	257,717 千円 ・使用料収入 173,956 千円 ・他会計補助金 83,602 千円	将来的には、人口減に伴う有収水量の低下が見込まれ、料金の減収が課題となる。
収益的支出状況	122,987 千円 ・汚水処理費 53,697 千円 (うち流域負担金 34,720 千円) ・支払利息 52,708 千円	
資本的収入状況	143,316 千円 ・地方債 108,100 千円 ・国庫補助金 11,335 千円 ・他会計補助金 20,467 千円 ・工事負担金 3,414 千円	・大規模改修時の財源確保
資本的支出状況	290,274 千円 ・建設改良費 26,908 千円 ・企業債償還金 263,366 千円 (うち資本費平準化債 56,532 千円)	
企業債償還残高	2,718,986 千円	既往企業債の償還は平成 58 年度に終了予定
他会計繰入金合計	104,069 千円 ・操出基準内 100,104 千円 ・操出基準外 3,965 千円	

平成 27 年度決算より

2.6 農業集落排水事業

表 2.14 農業集落排水事業概要

項目	内容	備考
建設事業開始年月日	平成 5 年 2 月 1 日	
供用開始年月日	平成 8 年 12 月 13 日	
特別会計設置年月日	平成 4 年 4 月 1 日	
地方公営企業法適用	非適	
流域下水道接続	単独(生活排水処理基本構想において接続無)	
排除方式	分流式	
全体計画人口	550 人	
現在処理区域内人口	356 人	
現在水洗化人口	351 人	行政人口の 3.1%
全体計画面積	37ha	
事業計画面積	37ha	
現在整備済面積	37ha	
面積整備率	100.0%	
現在最大処理能力	182 m ³ /日	
現在晴天時平均処理量	89 m ³ /日	
処理場	1 施設(菅生地区農業集落排水処理施設)	
年間総汚泥処分量	65 m ³ /年	

表 2.15 農業集落排水事業の施設等

項目	現状および将来の見通し	課題
保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水管延長: 6.6km ・マンホールポンプ: 5 基 ・菅生地区農業集落排水処理施設 計画処理能力: 182m³/日 	<ul style="list-style-type: none"> ・布設後 50 年以上経過した管渠は無し
老朽化対策状況	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施 ・今後、機能診断及び最適化構想を策定予定 	
委託状況	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場保守点検業務を委託 ・マンホールポンプ保守点検業務を委託 	

表 2.16 農業集落排水事業の財政状況

項目	現状および将来の見通し	課題
処理原価・処理単価	244.35 円/214.23 円 (経費回収率: 83.99%)	
有収率	78.50%	公共下水道に比べ、有収率が低く管渠の破損等が懸念される。
収益的収入状況	29,596 千円 ・使用料収入 5,246 千円 ・他会計補助金 24,350 千円	将来的には、人口減に伴う有収水量の低下が見込まれ、料金の減収が課題となる。
収益的支出状況	11,810 千円 ・汚水処理費 5,297 千円 ・支払利息 6,513 千円	
資本的収入状況	1,910 千円 ・他会計補助金 1,910 千円	・大規模改修時の財源確保
資本的支出状況	19,722 千円 ・建設改良費 0 千円 ・企業債償還金 19,722 千円 (うち資本費平準化債 540 千円)	
企業債償還残高	190,043 千円	既往企業債の償還は平成 38 年度に終了予定
他会計繰入金合計	26,260 千円 ・操出基準内 24,746 千円 ・操出基準外 1,514 千円	

平成 27 年度決算より

3.保有資産の状況

3.1 配水場・ポンプ場（上水道事業）

村田町では、現在 16 箇所の配水場および 14 箇所のポンプ場が稼働している。

平成 29 年度に 30 箇所の全施設を対象に目視調査を行った結果、21 の施設においてコンクリートのひび割れ等の軽微な損傷が、数か所あることが確認された。

また、電気機械設備については、特に制御盤などに耐用年数を超過しているものが多くみられた。

表 3.1 配水場・ポンプ場一覧

番号	施設名称	住 所	設置年度	写真帳番号
①	西原配水場	宮城県柴田郡村田町村田字西原 125-64	昭和63年度 (1988年)	001
②	西原ポンプ場	〃 村田町村田字西原 125-64	平成24年度 (2012年)	002
③	西原高区配水場	〃 村田町大字村田字西原	平成11年度 (1999年)	003
④	小池配水場	〃 村田町大字村田字小池 336-140	昭和63年度 (1988年)	004
⑤	小池ポンプ場	〃 村田町村田字小池 17-7	昭和63年度 (1988年)	005
⑥	早稲原配水場	〃 村田町足立早稲原 119-5	昭和63年度 (1988年)	006
⑦	早稲原ポンプ場	〃 村田町足立字天神 1-1	昭和63年度 (1988年)	007
⑧	揚枝木ポンプ場	〃 村田町大字足立字揚枝木	平成14年度 (2002年)	008
⑨	滑沢ポンプ場	〃 村田町足立字滑沢	平成14年度 (2002年)	009
⑩	足立ポンプ場	〃 村田町大字足立字赤沼 96-1	平成10年度 (1998年)	010
⑪	井戸上配水場	〃 村田町大字足立字井戸上的場 53-4	平成10年度 (1998年)	011
⑫	無刀関配水場	〃 村田町足立字無刀関 1-2	平成元年度 (1989年)	012
⑬	白木沢ポンプ場	〃 村田町足立字白木沢 6-2-34	平成元年度 (1989年)	013
⑭	菅生第1配水場	〃 村田町菅生字東 49-2	昭和63年度 (1988年)	014
⑮	菅生第2配水場	〃 村田町菅生字東 31	平成7年度 (1995年)	015
⑯	菅生第3配水場	〃 村田町菅生字道海前山 1-4	平成元年度 (1989年)	016
⑰	菅生第4配水場	〃 村田町菅生字中細倉 5-2	昭和63年度 (1988年)	017
⑱	小泉東山配水場	〃 村田町小泉字東山中 1-1	平成5年度 (1993年)	018
⑲	小泉天沼配水場	〃 村田町小泉字天沼 12-42	平成7年度 (1995年)	019
⑳	新石生配水池	〃 村田町村田字鎌研沢 74-434	平成2年度 (1990年)	020
㉑	石生ポンプ場	〃 村田町村田字石生 4-1	平成5年度 (1993年)	021
㉒	樋ノロポンプ場	〃 村田町小泉字樋ノロ	平成5年度 (1993年)	022
㉓	谷中ポンプ場	〃 村田町大字小泉字西谷中 37-2	平成19年度 (2007年)	023
㉔	三斗内配水場	〃 村田町小泉字新畑	昭和57年度 (1982年)	024
㉕	沢戸ポンプ場	〃 村田町大字小泉字滝沢 28-4	平成19年度 (2007年)	025
㉖	小泉岡ポンプ場	〃 村田町小泉字岡 17-3	昭和57年度 (1982年)	026
㉗	沼辺岡配水場	〃 村田町沼辺字岡 227	平成24年度 (2012年)	027
㉘	沼辺寄門ポンプ場	〃 村田町沼辺字寄門二 176	平成20年度 (2008年)	028
㉙	沼田ポンプ場	〃 村田町沼田字滝ノ原 12	平成2年度 (1990年)	029
㉚	沼田配水場	〃 村田町沼田字馬場入 290	平成25年度 (2013年)	030

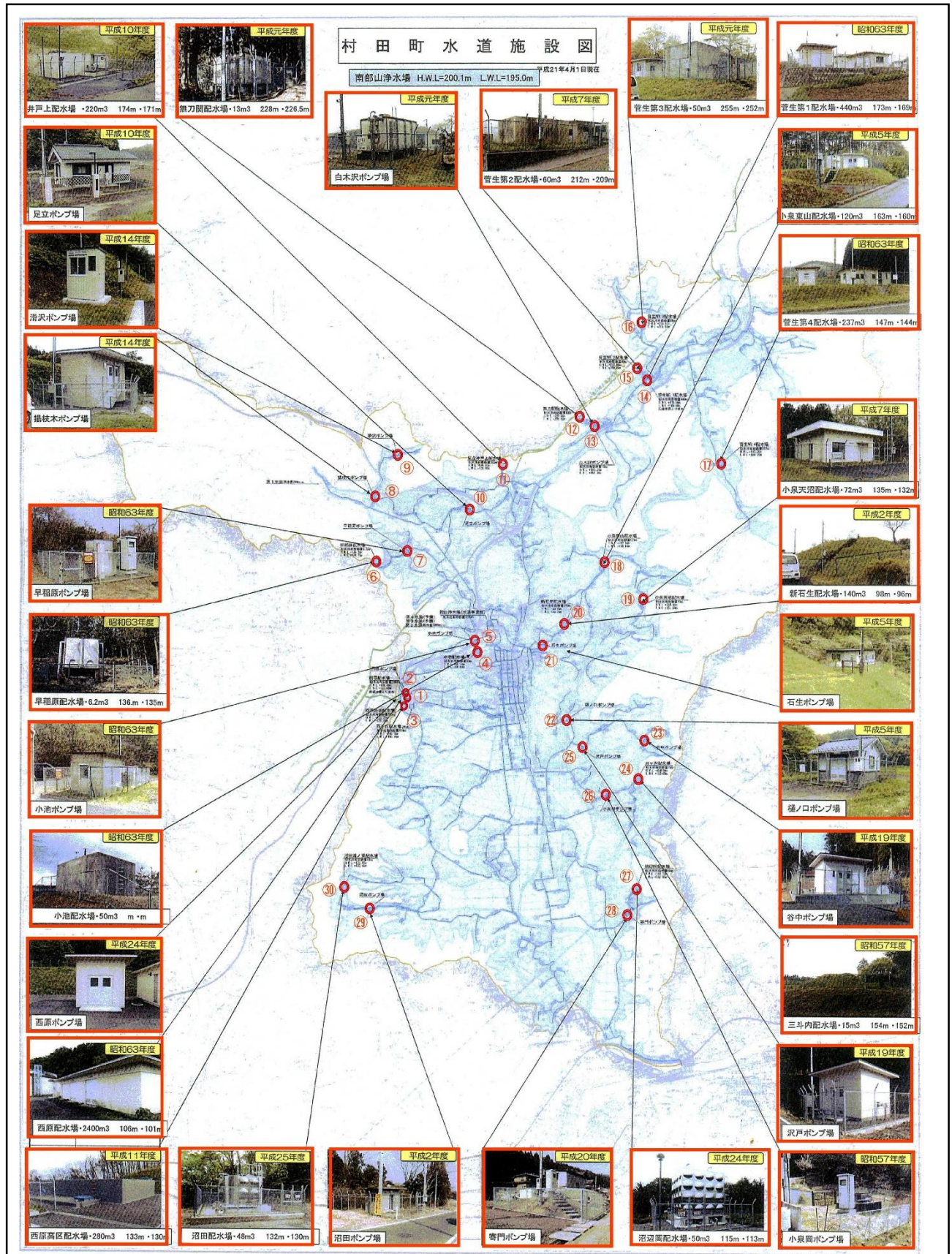


図 3.1 配水場・ポンプ場位置図

3.2 管路施設（上水道事業・工業用水道事業）

上水道事業および工業用水道事業における管路施設は圧送管であるため、時間計画保全を想定している。耐用年数を超過している管きよが多いことが問題として考えられる。

3.3 管路施設（公共下水道事業）

公共下水道事業における管路施設は、昭和 52 年度から村田 1-1 号幹線の布設工事が始まり平成 19 年度まで整備が行われ、総延長は約 65km である。

平成 29 年度の調査では、管路施設の経過年数に対し健全度を推定できるよう、布設年次の異なる路線を選定している。この考え方にに基づき、調査結果の整理は布設年次を 5 年毎のグループに分け、これを代表する管きよの異常個所割合を整理した。

今回の調査では、地質や道路環境より損傷が大きいと考えられる箇所を調査し、その他の箇所は損傷がないものと考えられる。

ヒューム管では、総延長約 10km の内、約 1 割に当たる約 1.2km の管きよで異常が確認された。この異常個所の内、約半数において浸入水を確認できた。

塩化ビニール管では、総延長約 50km の内、約 0.5km の管きよで異常が確認された。この異常個所は、たるみか滞水等であり、大きな損傷ではないと考えられる。

3.4 管路施設（農業集落排水事業）

農業集落排水事業における管路施設は、そのほとんどが塩化ビニール管であり、震災後の調査によって大きな損傷が無いことが確認されている。

平成 29 年度の調査では、処理場流入前の河川横断伏せ越し区間についてテレビカメラ調査を行ったが、内部に大きな異常はないと判断された。

4.費用算定条件

4.1 事業期間

コンセッション方式の導入時期については、段階的な移行を視野に入れ、包括的民間委託の実施時期を経て、平成 35 年度からの導入を想定する。事業期間は 20 年間とする。

表 4.1 コンセッション方式事業実施期間

事業開始予定年度	平成 35 年度より開始
事業期間	平成 35 年度～平成 54 年度（20 年間）

4.2 利用料金収入

村田町では、現在水道料金および下水道使用料（農業集落排水事業を含む）の値上げを検討している。ここでの算定において、平成 35 年度には現行の料金形態に対し値上げがなされているものとして VFM の算定を行う。

社会現象として将来的な人口減少は見込むものとし、これによる有収水量の減少を考慮している。

工業用水道使用量および汚水量は平成 29 年度時点で判明している契約会社の減少を反映するが、その後の減少は見込んでいない。

コンセッション方式の導入による料金未納割合の増加は考慮しないこととした。

表 4.2 VFM 算定期間における料金収入等の設定

事業名	設定方法
上水道事業	・従来通り、従量制とする。 ・料金形態は、現行に対し 10%引き上げたものを想定する。
工業用水道事業	・契約会社数を 3 社で設定。 ・料金形態は現行に対し変更なし。
公共下水道事業	・従来通り、従量制とする。 ・料金形態は、現行に対し 20%引き上げたものを想定する。
農業集落排水事業	・従来通り、従量制とし下水道使用料と同一とする。 ・料金形態は、現行に対し 20%引き上げたものを想定する。

4.3 受水費および流域下水道維持管理分担金

村田町では、上水道事業の水源は仙南・仙塩広域水道事業からの受水であるため、受水費を宮城県に支払っている。また同様に、公共下水道事業の汚水処理については県南浄化センターで行っているため、流域下水道維持管理分担金を支払っている。

将来的に水道使用量や汚水量は減少していくものと推定されるが、浄水場及び浄化センターの運転費用を関連市町村で案分している現状を考慮すると、村田町だけが今後安くなることは考えられない。よって、今回の算定においては、受水費及び流域下水道維持管理分担金の支払い額は現状維持であると設定した。

なお、当該費用は従来通り、村田町が県に支払うものとし、SPCを経由することはないものとする。

また、当該費用は一般管理費に分類されているが、後述する一般管理費削減率を考慮する際には、当該費用は除いて考えている。

表 4.3 県への支払い額

費目	金額	備考
受水費	●百万円/年	経年変化なし
流域下水道維持管理分担金	●百万円/年	経年変化なし

4.4 建設改良費削減率

上水道事業における建設改良費は、現時点では、上水道事業は時間計画保全を基本とする長期経営シミュレーション結果に基づく建設改良費算定額として、平成 35 年度からの 20 年間で約●百万円を見込んでいる。また、公共下水道事業では、管路施設に塩化ビニール管が多いことから耐用年数を迎えた施設の約 5 割程度を更新するものとし、平成 35 年度からの 20 年間で約●百万円と試算した。

一般的に PFI/PPP では、民間のノウハウ活用、資材の一括購入、または工事スケジューリングの自由度などにより建設改良費の削減が期待できるとされている。

村田町の事業規模が小さい事から、今回の VFM の算定においては、上記の期待できる削減効果は見込まずに、一般管理費の削減額に着目し、発注形態の差異による費用削減を見込んでいる。

表 4.4 建設改良費削減率

事業区分	削減率	備考
上水道分野	約●%	
下水道分野	約●%	

4.5 維持管理費削減率

維持管理費削減率では、従来の維持管理費から、受水費及び流域下水道維持管理分担金の支払い額を差し引いた残額に対し、●%の削減効果を見込んでいる。

表 4.5 維持管理費削減率

事業区分	削減率	備考
四事業全て	●%	

4.6 モニタリング費用

モニタリング費用は、決算書の作成および工事完了確認の作業量を想定し、年間●百万円を見込む。便宜上、上水道事業と公共下水道事業に分割し、計上することとした。

表 4.6 モニタリング費用

事業区分	モニタリング費用	備考
上水道事業	●百万円/年	
公共下水道事業	●百万円/年	
合計	●百万円/年	

4.7 現在価値割引率

現在価値割引率は 2%とした

表 4.7 現在価値割引率

事業区分	現在価値割引率	備考
四事業全て	2%	

5.事業スキーム

現時点ではリスクの全体を把握し定量的に示すことが困難であることだけでなく、このような状況に対応する民間向けの保険適用の前例がない事、また、仮に今後新たな保険制度が創設されたとしても、保険料が高額になることが想像される。このような状況から現時点の判断として、リスクは従来通り村田町が保有した方が、コンセッション方式の導入に向けて課題を顕現できると考えている。

この結果として、事故発生リスクに対する費用や高額な保険料を SPC は負担することなく、事業参加が可能になる。

その反面、村田町は非常時の支出に耐え得るべく、内部留保資金を保有する必要に迫られる。公共下水道事業は、これまで公営企業法の適用を受けていないため、単年度決算による事業運営を行ってきた。しかし、このリスク対策費用を考慮した場合、内部留保金の確保を行うために、コンセッション導入時には公営企業会計法の適用企業となることが必須項目である。

また、資金調達リスクは金利負担を軽減するために、建設改良費の資金調達においては国庫補助金の適用だけでなく村田町が起債による資金調達を行うこととした。

SPC の料金分配額は 料金総額の●% と設定した。

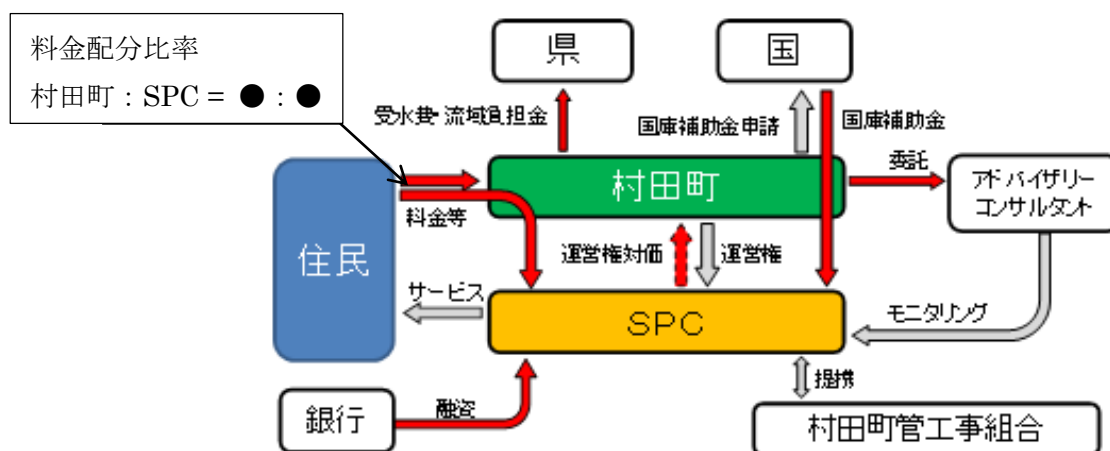


図 5.1 事業スキーム

5.1 作業分担

表 5.1 作業分担案(事務手続き等)

作業内容		適用				従来手法		コンセッション方式	
		上水	工水	下水	農集	町	委託先	町	事業者
国や県への対応	年次報告等	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	国庫補助等に係る手続き	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	認可・事業計画等	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	都市計画決定など	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	会計検査の受検	○	○	○	○	◎	×	◎	×
固有業務	関連する条例の改正	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	予算・決算関連	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	給水指定業者の指定	○				◎	×	◎	×
	公認業者の指定			○	○	◎	×	◎	×
	事業場への指導・立入等			○		◎	×	◎	×
	運営権者の業務遂行状況のモニタリング	○	○	○	○			◎	△
料金等に関する事務作業	検針作業	○				—	○	—	○
	水道料金の徴収に係る事務や窓口業務	○	○			○	—	—	○
	下水道使用料の徴収に係る事務や窓口業務			○	○	○	—	—	○
	各種手数料の徴収事務	○				○	—	—	○
	受益者負担金の徴収に係る事務			○		○	—	○	△
	分担金の徴収に係る事務				○	○	—	○	△
	給水の停止	○				○	—	—	○
	給水停止の解除	○				○	—	—	○
接続等	設計審査・工事審査	○				○	—	△	○
	基本使用量に関する事務手続き		○			○	—	△	○
	排水施設の申請確認			○	○	○	—	△	○
	使用開始・休止・廃止届等の受理	○	○	○	○	○	—	△	○

◎：必ず実施しなければならない（事業者に行わせることができない）

○：一般的な実施者

△：合意・協定の上、実施することができる。

—：実施しないが、(法的に) 不可能ではない。

×：実施してはならない

表 5.2 作業分担案(工事等)

作業内容		適用				従来手法		コンセッション方式	
		上水	工水	下水	農集	町	委託先	町	事業者
計画	大規模修繕計画	○	○	○	○	○	△	—	○
	年次修繕計画	○	○	○	○	○	△	—	○
設計・建設	積算・発注	○	○	○	○	○	—	—	○
	実施	○	○	○	○	—	○	—	○
	監督	○	○	○	○	○	—	—	○
	検査	○	○	○	○	○	—	—	○
維持管理	水質検査	○	○			—	○	—	○
	メーターの購入	○				○	—	—	○
	メーターの交換作業	○				—	○	—	○
	管路の点検	○	○	○	○	—	○	—	○
	電気使用料金等の支払い	○	○	○	○	○	—	—	○
	菅生農集排処理施設の維持管理				○	—	○	—	○
	汚泥処理費の支払い				○	○	—	—	○
緊急時対	大規模災害時の対応	○	○	○	○	○	○	○	○
	漏水・濁水の緊急措置	○	○			—	○	—	○
	その他のクレーム対応	○	○	○	○	○	—	—	○

◎：町が必ず実施しなければならない（事業者に行わせることができない）

○：一般的な実施者

△：合意・協定の上、実施することができる。（協定・契約内容による）

—：一般的に実施しないが、法的に不可能ではない。

×：実施してはならない

表 5.3 金銭の收受・支払等に関する事項(案)

作業内容		適用				従来手法		コンセッション方式	
		上水	工水	下水	農集	町	委託先	町	事業者
国や県への対	国庫補助等による収入	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	既往事業債の償還	○		○	○	◎	×	◎	×
	受水費の支払い	○				◎	×	○	—
	流域分担金の支払い			○		◎	×	○	—
料金等の徴収	水道料金の改定	○				◎	×	○	—
	工業用水道料金の改定		○			◎	×	○	—
	下水道使用料の改定			○	○	◎	×	○	—
	水道料金の徴収	○	○			◎	×	○	△
	下水道使用料の徴収			○	○	◎	×	○	△
	各種手数料の徴収(所有権に関らないもの)	○				◎	×	○	△
	受益者負担金の徴収			○		◎	×	◎	×
	分担金の徴収				○	◎	×	◎	×
	過料	○	○	○	○	◎	×	◎	×
	強制徴収			○	○	◎	×	◎	×
工事負担金の受領	○	○	○	○	◎	×	◎	×	

◎：必ず実施しなければならない（事業者に行わせることができない）

○：一般的な実施者

△：合意・協定の上、実施することができる。

—：実施しないが、(法的に) 不可能ではない。

×：実施してはならない

※ PFI 法では料金の設定は、制約があるものの民間事業者ができるものと定められている（第 23 条 2 項）。しかし、上下水道分野において、民間事業者による自由な価格設定は問題があると一般的に考えられている。

ここでのコンセッション方式における料金改定については、浜松市の事例を参考とした。浜松市の事例では料金改定および料金配分比率の改定についての提案を民間事業者が行えるものとし、決定権は市が保有している。

5.2 リスク分担

表 5.4 リスク分担案(1)

段階	リスクの種類	リスクの内容	従来型		コンセッション方式		リスク分担の考え方	補足
			町	民間事業者	町	民間事業者		
共通	不可抗力	天災（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象）、人為的事象（戦争、テロ、暴動等）、その他（放射能汚染、放火、第三者の悪意及び過失など）等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象。	○		○		国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側（国費負担）で負担する。	災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実施調査の結果等を勘案して、国土交通大臣が決定する。
					○		管理者が予め指定する保険により対応可能な範囲は、民間事業者が負担する。	PFTの要求水準等で強制的担保が要請が多いものは、建設工事保険、火災保険、第三者賠償責任保険、履行保証保険であり、その他の保険は事業の性質等を考慮して、加入の必要性が検討される。
					○		経営努力を行ってもなおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。	建設工事保険では、戦争、暴動、地震、噴火、津波による損害は免責となっている。
	法令変更	当該事業に直接関係する法令等の変更	○		○		法令変更の結果、従来予定していた業務範囲を超えて業務を追加で発注・委託することとなる場合には、その分の費用については管理者側で負担する。	
		当該事業のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更	○			○		消防法改正による消防設備の設置が必要になった場合など
	税制変更	当該事業に直接関係する税制等の変更	○		○			「利用料金」の外税とした消費税率の変更、資産所有にかかる税率の変更及び新税設立による増加費用等
		当該事業のみでなく、広く一般的に適用される税制等の変更	○			○		法人税率の変更、民間事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用
	不能業務遂行の抗力中除く	実施契約がない町の要因に基づく業務遂行中断・不続	○		○			
		上記以外の理由による業務遂行中断・不続		○		○		
	第三者損害（近隣住民対応）	仕様・要求水準に従って施設整備を行っても避けることのできない第三者損害	○		○		当該リスクを回避するためには、当該事業自体を取り止めるか、要求水準を変更するほかなく、その意味で当該リスクを最も良く管理できるのは管理者側であるため。	例：要求水準書で定めている法令（敷地境界の騒音値）を遵守していても第三者から損害を訴えられた場合等
		施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害	○		○		要求水準に従った場合に通常避けることのできないリスクを最も良く管理できるのは管理者側であるため。	例：施設による電波障害、日照妨害、風害等
		民間事業者が建設した施設の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害	-	-		○	民間事業者の独自建設はコンセッション方式特有のものとなる。	例：民間事業者による風力発電装置による騒音等
施設の存在自体に対する住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損		○		○				
民間事業者が行う改築更新工事や維持管理に起因して発生する住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等		(○)	○	(○)	○		管理者が住民等と締結した協定に関わる事項等については、管理者も共に対応することが望ましいケースも考えられる。	
民間事業者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常の不法行為			○		○	業務実施において第三者に及ぼした損害は民間事業者が負担するのが原則。	例：建設中の資材の落下、運営期間中の失火等	
金利変動		資金調達に伴う利息が金利上昇により増加するリスク（料金改定規定内の範囲内）	-	-		○	資金調達リスクは、コンセッション方式特有のものである。	
	資金調達に伴う利息が金利上昇により増加するリスク（料金改定規程の範囲を超える場合）	-	-	○		資金調達リスクは、コンセッション方式特有のものである。		
物価変動	物価変動によるコストの増加（料金の改定範囲内）	-	-		○			
	著しい物価変動によるコストの増加	-	-	(○)	○	料金の改定範囲を超える、予見しがたい著しい物価変動により事業の継続が困難となるような場合には、管理者が一部負担することも考えられる。		

表 5.5 リスク分担案(2)

段階	リスクの種類	リスクの内容	従来型		コンセッション方式		リスク分担の考え方	補足
			町	民間事業者	町	民間事業者		
共通	許認可	事業実施のために必要な許認可の取得	-	-	○	○	許認可の内容及び事由により、管理者若しくは民間事業者がリスクを負うこととなる。	
	資金調達	資金調達に失敗した場合	-	-		○	資金調達リスクは、コンセッション方式特有のものである。	
	計画・設計・仕様変更	事業内容、用途の変更等町側の事由により計画が変わる場合	○			○		管理者側の事由で設計変更となり、民間事業者の収益減取に伴い、民間事業者に損害が生じた場合には、これを管理者側で補填する等の規定が置くことが考えられる。
		民間事業者が立案した改築計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場合	-	-		○		
整備	設計	要求水準書等の提示条件の変更により遅延、費用増となる場合	○			○		
		民間事業者の提案内容、指示、判断の不備により遅延、費用増となる場合			○	○		
	施工	町の指示や変更により遅延、工事費増となる場合	○			○		
		民間事業者側の要因により遅延、工事費増となる場合			○	○		
	施設の取組（設計）	事業開始後に改築更新した施設の取組責任	○	(○)		○	コンセッション方式の場合、瑕疵担保期間は従来型管理者工事と同様に考える。瑕疵担保期間後の維持管理期間中の施設損傷は、施設損傷リスクを参照。	従来型管理者工事における標準請負契約においては、44条でコンクリート造の建物については担保責任の存続期間を原則引渡し後2年間とし、例外的に瑕疵が請負人の故意または重大な過失によって生じた場合には引渡し後10年間としている。
維持管理運営	未払金	料金の滞納による減収	○			○	コンセッション方式の場合、原則として民間事業者がリスクを負うことになる	
	水量の変動	人口減少・節水による流入水量の減少に伴い、当該事業の収入が減少する場合	○		(○)	○	事業の前提条件として用いる水量について、管理者の予測値、または民間事業者の予測値のいずれを用いたかによって、負担者が異なることも考えられる。	一定の水量減少については民間事業者が負担とする。ただし、予め契約時に想定できなかった大規模工場の撤退や開発計画の中止等、予め定めた一定量を超えて著しく水量が減少する場合には、管理者と民間事業者が負担等について協議することを規定することも考えられる。
		施設能力を超えて流入水量が増加した場合	○			○		施設能力を明らかに超える流入が有る場合には、施設増設が必要であり、管理者側の責任と考えられる。
	水質の変動	流入水質の変動に伴う処理費用の増減（要求水準書等で定めた範囲内の場合）			○	○		要求水準書等で設定しているため、その範囲内では民間事業者がリスクを負うことになる。
流入水質の変動に伴う処理費用の増減（要求水準書等で設定した範囲を超える場合）		○			○		施設能力を明らかに超える水質であった場合には、管理者側の責任と考えられる。	対象事業 ・工業用水事業 ・農業集落排水事業
施設取組	民間事業者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全に想定することが困難な改築更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間以内の場合）	-	-		○		個別の事業において管理者が独自で策定した計画については、その計画の年限を考慮した上で、瑕疵について管理者が責任を負う期間を定める等が考えられる。	
	民間事業者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全に想定することが困難な改築更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間後の場合）	-	-		○		事業開始から一定期間後の改築更新需要量や突発修繕頻度は民間事業者の維持管理・運営によるところが多いため、民間事業者側で負担することが原則と考える。	但し、個別の施設等の状況を判断して、一定期間を契約等で定める必要がある。

表 5.6 リスク分担案(2)

段階	リスクの種類	リスクの内容	従来型		コンセッション方式		リスク分担の考え方	補足
			町	民間事業者	町	民間事業者		
維持管理運営	施設損傷	施設の劣化に対して、民間事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○		○		
		町が遂行する業務に起因する施設への損傷	○		○			
	技術革新	想定しない技術革新により、新しい技術を採用した整備のための追加費用が必要となる場合	-	-	(○)	○	事業期間中の技術革新への対応については、新しい技術を採用すべきか否かは利用料金や残事業期間を考慮して決定すると考えられる。例外として管理者側が民間事業者に対して必要な内容の改築更新等を求めることが出来、それに要する対価費用は管理者側の負担とする考え方もある。	長期間契約となるコンセッション方式のみ該当する。
付帯事業	付帯事業の不振・事業計画不履行（付帯事業として、事業本体の継続性に大きな影響を与えるものは望ましくないと考えられる）	-	-		○	付帯事業は、コンセッション方式の場合のみ発生する。基本的には、付帯事業は町でコントロール不能であることから、町に帰責事由がない限り、民間事業者が負担することとなる。	コンセッション方式では処理場用地を活用した太陽光発電売却益等を民間事業者の収益とすることが認められている。	
契約解除		町民の当該事業に対する需要が消滅するなど、事業の継続の必要性がないと認められる場合等。	○		○		上下水道事業の場合、事業の目的から想定しにくいリスクの一つである。	契約解除リスクとは：予定通り事業が継続出来た場合に比べて、追加費用や損害が生じるリスク
		解除事由として、民間事業者の債務不履行、倒産手続きの申立て、表明・保証事由及び誓約事由の不遵守等		○		○		
	契約解除事由として、法令変更により、当初予定されていた業務の継続履行が困難となる場合。	基本的には管理者側事由による場合と同様の処理。						

6.VFM の算定

これまでの費用算定条件を基に VFM を算定した結果、4 事業合計での VFM は約 1% であった。

四事業合計の VFM = 約 1%

7.その他の資料

村田町では、上水道事業、公共下水道事業および農業集落排水事業について、「経営戦略」策定しており、町ホームページで公開されている。

以上

6.実施方針明細検討

この章では、その他の事項について、コンセッション方式の導入に向け、必要な作業や検討項目とうについて整理し、詳細な事業スケジュール案を作成する。

6.1 条例変更の必要性

現在の村田町四事業に係る条例を整理し、変更の必要性や時期について検討する。

6.1.1 上水道事業および工業用水道事業に関する条例

上水道事業分野に関する条例は、公営企業としての位置づけにより、組織規程から給水事業の詳細に至るまで多くの条例が制定されている（表 6-1～表 6-4 参照）。

これらの多くは、コンセッション方式の導入時に、大幅な改定が予想される。

表 6-1 上水道分野(組織・処務)現行条例一覧

No.	条例名称	制定日	種別番号	備考
1	村田町水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例	昭和 42 年 3 月 20 日	条例第 13 号	
2	村田町水道事業等処務規程	昭和 43 年 8 月 1 日	訓令第 6 号	
3	村田町上下水道課班制に関する規程	平成 18 年 3 月 31 日	訓令第 17 号	
4	村田町水道事業服務規程	平成 9 年 5 月 21 日	訓令第 4 号	
5	村田町相山浄水場宿直業務委託実施要綱	平成 9 年 5 月 21 日	訓令第 3 号	
6	村田町水道事業等公金徴収業務嘱託員設置に関する規程	平成 7 年 3 月 6 日	規程第 1 号	

表 6-2 上水道分野(人事・給与)現行条例一覧

No.	条例名称	制定日	種別番号	備考
1	村田町水道事業職員被服貸与規程	平成 11 年 1 月 12 日	訓令第 1 号	
2	村田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	昭和 42 年 3 月 20 日	条例第 14 号	
3	村田町企業職員の給与に関する規程	平成 9 年 12 月 8 日	訓令第 12 号	

表 6-3 上水道分野(財務)現行条例一覧

No.	条例名称	制定日	種別番号	備考
1	村田町水道事業等会計規程	平成 26 年 3 月 26 日	訓令第 6 号	
2	村田町水道事業等の剰余金の処分等に関する条例	平成 27 年 3 月 17 日	条例第 9 号	
3	村田町水道使用水量認定要綱	平成 21 年 4 月 24 日	告示第 17 号	
4	村田町水道施設の物損事故経費請求事務取扱要綱	平成 9 年 4 月 1 日	告示第 18 号	
5	村田町水道料金等滞納整理事務手続要綱	平成 20 年 9 月 1 日	告示第 45 号	

表 6-4 上水道分野(給水)現行条例一覧

No.	条例名称	制定日	種別番号	備考
1	村田町上水道給水条例	平成 10 年 3 月 31 日	条例第 13 号	
2	村田町上水道給水条例施行規程	平成 11 年 1 月 12 日	訓令第 2 号	
3	村田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	平成 25 年 3 月 7 日	条例第 7 号	
4	村田町指定給水装置工事事業者規程	平成 10 年 4 月 1 日	訓令第 4 号	
5	村田町水道指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分の基準に関する要綱	平成 11 年 1 月 12 日	告示第 3 号	
6	村田町水道メーターの検針事務委託に関する規程	昭和 56 年 4 月 1 日	訓令第 6 号	
7	村田町工業用水道事業給水条例	平成 3 年 3 月 15 日	条例第 8 号	
8	村田町工業用水道事業給水条例施行規程	平成 3 年 3 月 30 日	訓令第 3 号	
9	村田町水道事業工事施行規程	平成 11 年 1 月 12 日	訓令第 3 号	

6.1.2 公共下水道事業および農業集落排水事業に関する条例

下水道事業分野に関する条例は、村田町下水道条例をはじめ、13の条例が制定されている（表 6-5 参照）。

これらの多くは、コンセッション方式の導入以前に、公営企業会計法への移行に伴い、公営企業としての大幅な改定が予想される。

コンセッション方式の導入に際しては、受益者負担金（No.5,6）や融資制度（No.8,9）に特に留意が必要であると考えられる。

表 6-5 下水道分野現行条例一覧

No.	条例名称	制定日	種別番号	備考
1	村田町下水道条例	昭和 63 年 12 月 24 日	条例第 28 号	
2	村田町下水道条例施行規則	平成元年 1 月 9 日	規則第 1 号	
3	村田町下水道使用料徴収事務委任規則	平成元年 1 月 9 日	規則第 2 号	
4	村田町排水設備等工事業者に関する規則	平成元年 1 月 9 日	規則第 4 号	
5	村田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	昭和 63 年 12 月 24 日	条例第 29 号	
6	村田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則	平成元年 1 月 9 日	規則第 3 号	
7	村田町私道内下水管布設要綱	平成元年 1 月 9 日	告示第 1 号	
8	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助要綱	平成元年 1 月 9 日	告示第 2 号	
9	村田町水洗便所改造資金融資あっせん要綱	平成元年 1 月 9 日	告示第 3 号	
10	村田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	平成 8 年 3 月 28 日	条例第 7 号	
11	村田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則	平成 8 年 3 月 28 日	規則第 6 号	
12	村田町農業集落排水事業分担金条例	平成 8 年 3 月 28 日	条例第 8 号	
13	村田町農業集落排水事業分担金条例施行規則	平成 8 年 3 月 28 日	規則第 7 号	

6.2 公募までに詳細に検討すべき課題

村田町の四公共事業に関するコンセッション方式の公募・契約までには、下記の項目（課題）について検討し、具体的な実施方針を作成することが求められる。

ここでは、整理・検討すべき課題を全て列挙し、導入可能性調査及び詳細調査において整理したもの（検討済み）を合せて表 6-6 に示す。なお、「検討済み」と「今後の検討課題」の双方に印がある事項は、実施方針策定において更に検討を要するものや官民対話などにおいて必要により見直しを行う場合があるものを示している。

表 6-6 検討課題一覧(1)

検 討 課 題		検討済み	今後の検討課題
I 特定事業の選定に関する事項			
1. 特定事業の事業内容に関する事項			
	(1)事業の実施に当たって想定される根拠法令等	○	
	(2)本事業の対象施設	○	
	(3)事業方式	○	
	(4)本事業の範囲	○	
	(5)事業期間	○	
	(6)本事業における使用料及び利用料金	○	
	(7)本事業における利用料金の設定及び収受	○	
	(8)本事業における費用負担	○	
	(9)更新投資等の扱い	○	
	(10)運営権者が受領する権利・資産	○	○
	(11)運営権者が支払う運営権対価	○	
	(12)運営権者の財務状況等の報告・開示		○
2. 特定事業の選定方法に関する事項			
	(1)選定基準		○
	(2)選定結果の公表		○

表 6-7 検討課題一覧(2)

検討課題		検討済み	今後の検討課題
Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項			
1.	募集及び選定方法		○
2.	募集及び選定スケジュール		○
3.	応募者の参加資格要件		
(1)	応募者の構成		○
(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格		○
(3)	応募企業又は代表企業に求められる要件		○
4.	審査及び選定手続		
(1)	審査委員会の設置		○
(2)	審査委員会における意見の聴取		○
(3)	審査方法		○
(4)	審査結果の公表		○
(5)	競争的対話の実施		○
(6)	提出書類の提出等		○
5.	選定後の手続		
(1)	基本協定の締結		○
(2)	優先交渉権者による運営準備行為		○
(3)	運営権の設定及び実施契約の締結		○
(4)	運営権者譲渡対象資産の譲受		○
Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施に関する事項			
1.	リスク分担の基本的な考え方		
(1)	不可抗力	○	○
(2)	瑕疵担保責任	○	○
(3)	特定条例等の変更	○	○
(4)	需要変動	○	○
(5)	物価の変動		○
(6)	国庫補助金制度の変更等	○	○
2.	運営権者の責任の履行確保に関する事項		
(1)	法定モニタリング	○	○
(2)	運営権者によるセルフモニタリング	○	○
(3)	町によるモニタリング	○	○
(4)	第三者機関によるモニタリング	○	○
3.	保険		○
4.	運営権者の株式の新規発行及び処分		
(1)	運営権の処分		○
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分		○

表 6-8 検討課題一覧(3)

検 討 課 題	検討済み	今後の検討課題
IV 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項		
1. 実施契約に定めようとする事項		○
2. 疑義が生じた場合の措置		○
3. 管轄裁判所の指定		○
V 事業継続が困難となった場合における措置に関する事項		
1. 事業家俗が困難となる事由が生じた場合の措置		
(1)運営権者事由解除		○
(2)町事由解除又は終了		○
(3)不可抗力解除又は終了		○
(4)特定法令等変更解除		○
(5)特定条例等変更解除		
2. パートナー事業者の事業継続が困難となる事由が生じた場合の措置		
(1)パートナー事業者事由解除又は終了		○
VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項		○
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項		○
3. その他の措置及び支援に関する事項		○
VII その他特定事業に実施に関し必要な事項		
1. 実施に関して使用する言語及び通貨		○
2. 実施方針に関する説明会及び現地見学会		○
3. 実施方針に関する意見又は質問の受付		○
4. 連絡先及び情報提供		○

6.3 事業実施スケジュール（案）

平成 35 年度のコンセッション方式の導入に向けた事業実施スケジュールを図 6-1 に示す。

段階的に民間の事業範囲の拡大や権限移譲を行うこととし、暫定的に包括的民間委託を導入し、その中でその後の事業量算定が容易となるような改築・修繕計画を策定する。

これを基に、平成 35 年以降にコンセッション方式を導入することを想定している。

この案は村田町が単独でコンセッション方式を導入する場合を想定しており、同時進行中の宮城県方式コンセッションの動向等を視野に入れ、柔軟な対応を図ることとする。

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
法適への移行	資産評価・移行手続き		公共下水道事業・農業集落排水事業 地方公営企業法適用(四事業全て法適用になる)							
包括的民間委託		準備・条例改正等	維持管理に加え修繕計画を策定							
コンセッション方式等					準備・条例改正等	広域化等の動向を踏まえて対応				
広域化等		検討（国の通知では平成34年度までに計画策定）								
大規模改修										

図 6-1 事業実施スケジュール(案)

7.まとめ

本業務において、現地調査を踏まえた資産評価を行い、インフォメーションパッケージの基礎資料とした。

これまで資産情報の整理が十分と言い難い部分があり、更新計画が策定されていないなどの状況が、コンセッション方式の導入に対し大きな課題となっていた。特に民間企業が参入を検討するための情報量が不足することは、事業内容を反映した適切な事業計画を策定することが難しく、参入意欲を促すためにも大きなデメリットとなることが懸念された。

リスクの全体量を定量的に把握するためには、保有施設全ての状態把握が必須となる。しかしながら、これらの調査を実施するためには、多大な費用と時間を必要とする。このため、今回の調査では、布設年次を段階的に抽出した調査地点を設定し、リスクの全体像を想定できるような調査手法を選定した。

調査結果から得られた資産の状況として、異常個所や破損個所が多く、事故発生等のリスクは高いと考えられた。このことから、現時点の判断として、コンセッション方式の導入においては、運営権者に事故発生等のリスクを負わずに、当該リスクに関しては従来通り村田町が保有せざるを得ないことが現実的であるとの判断をした。

このことに伴い、料金配分の検討等を行い、VFMを算定した結果、四事業合計で約1.4%のVFMがあるとの算定結果を得た。

ただし、この算定ではSPC運営費用やモニタリング費用を低く抑えている。特にSPC運営費用が低い点については、民間事業者から見た場合、参入意欲の低下につながると懸念される。村田町単独でのコンセッション方式の導入を考えた場合、事業規模の小ささから、運営権者にとって十分な経費を捻出することは困難であると考えられる。

コンセッション方式のみならず、PPP/PFIの導入においては、一定量の事業規模が必要であると考えられる。一方、下水道事業の場合、実施都市のうち人口5万人未満の都市が63%を占めている。村田町に限らず小規模の都市においては、今後は広域化や共同発注等の近隣地方公共団体との連携を模索していく必要があると考えられる。

このことから、村田町としては、包括的民間委託の導入により段階的な民間活用を推進していく中で、改築更新計画の策定等のコンセッション導入に向けての課題解決を図るとともに、水道事業運営基盤強化事業、下水道広域化推進事業（平成30年度創設）、並びに同時進行中の宮城県方式コンセッションの動向を視野に入れ、柔軟な対応を図ることとする。